

国民健康保険・後期高齢者医療の健康保険証(被保険者証)の 取り扱いが変わります

☎国保年金課 ☎・☎(582)1120 ☎(583)9738

12月2日(月)以降、現行の健康保険証(被保険者証)の発行が廃止されるとともに、マイナンバーカードと被保険者証が一体化され(マイナ保険証)、以下のとおり運用を変更します。

※マイナ保険証を持っていない人も、今までどおり医療機関を受診できます。

保険証に代わり交付するもの

条件	新規加入した場合・ 資格情報に変更が生じた場合
マイナ保険証をお持ちの人	「資格情報のお知らせ(資格情報通知書)」を交付(※1) ★大切に保管してください
マイナ保険証をお持ちでない人	「資格確認書」を交付
マイナンバーカード電子証明書の有効期限が切れ、3ヵ月が経過した人	「資格確認書」を送付(※2)
マイナンバーカードを紛失した人、 マイナ保険証を持っているがマイナ保険証での受診が困難な人(介助者 などが資格確認を補助する必要がある人などが対象)	「資格確認書」を交付(※3)

※1 「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関などを受診できません。ただし、後期高齢者医療保険被保険者には、特例として令和7年7月31日(木)まで健康保険証と同様にお使いいただける「資格確認書」を交付します。

※2 申請は不要です。期限が切れても3ヵ月間は使用できますが、なるべく早く更新をお願いします。

※3 交付申請をお願いします。

限度額認定証の交付について

対象	取り扱いについて
マイナ保険証をお持ちの人	交付しません。
マイナ保険証をお持ちでない人(「資格確認書」をお持ちの人)	申請により交付します。
長期入院該当の人(世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の各所得が0円 (年金収入のみで80万円以下)の世帯以外の人)	マイナ保険証の有無にかかわらず申請が必要です。

国民健康保険の加入・脱退について

国民健康保険の手続き	マイナ保険証の有無	必要なもの
加入	有無を問わない	健康保険の資格喪失証明書、退職証明書、離職票 など
脱退	あり	マイナ保険証、資格情報のお知らせ
	なし	資格確認書

※現在お手元にある健康保険証(被保険者証)は、有効期限(最長で令和7年7月31日(木))まで使用できます。ただし、住所や窓口負担割合などの保険情報に変更が生じた場合、変更日以降は使用できません。また、再発行はできません。

※マイナ保険証の利用登録の解除を希望する人は、国保年金課の窓口で申請をお願いします。有効な健康保険証をお持ちでない場合は、申請者に「資格確認書」を交付します。原則、申請された翌月末(予定)に、申請者の健康保険証利用登録が解除されます。